

農用地利用集積等促進計画の認可について

農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)から申請のあった同法第18条第1項の農用地利用集積等促進計画については、同項の規定により次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年5月 27日

大分県知事 佐藤 樹 一 郎

- 1 申請者
大分県農地中間管理機構
公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 岡本 天津男
- 2 認可年月日
令和8年5月 27日
- 3 農用地利用集積等促進計画の概要

所有権を移転する者		所有権を移転する土地
氏名又は名称	住 所	
山口 桂子	竹田市	竹田市大字三宅字真菰47番1他5筆
佐藤 三郎	日田市	日田市大字東有田字原337番1他1筆
下出 育代	大阪府寝屋川市	豊後高田市呉崎字下生地2222番4他2筆
本田 守生	宇佐市	宇佐市大字長洲字柳田2793番他1筆
原田 和代	宇佐市	宇佐市大字清水字本村564番他1筆
岡 玲子	宇佐市	宇佐市大字下庄字長田773番1他1筆